

社援総発0329第1号
平成23年3月29日

各 都道府県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について
（その4）

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により被災した方々の救助に積極的に当たっていただくため、「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震に係る災害救助法の弾力運用について」（平成23年3月19日付厚生労働省社会・援護局総務課長通知第1号）を発出し、災害救助法が適用された都道府県からの県域を超えた避難についても、当然、国庫負担の対象となる旨お知らせしたところであるが、その場合の求償については、下記を踏まえてご対応いただきたい。

なお、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村に対して、上記内容に関する情報提供を併せてお願いする。

記

- 1 上記通知でも周知したとおり、被災した都道府県から要請を受け、避難者を受け入れた都道府県は、災害救助法に規定する各種の救助に要する費用を災害救助法の適用を行った都道府県に対して求償することができる。このため、災害救助法が適用された市町村から避難者を受け入れた都道府県におかれては、適宜の時期に、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村による避難者の受入可能施設及び受入状況を把握の上、当該都道府県による避難者の受入可能施設及び受入状況と併せて被災した都道府県にご連絡されたい。

2 避難者を受け入れた都道府県における管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村においては、当該避難者に対して災害救助法に規定する各種の救助に要した費用を当該都道府県に請求されたい。

3 避難者を受け入れた都道府県においては、管下政令指定都市及び中核市並びにその他の市町村により実施された分を含め、救助に要した費用を被災した都道府県に対して、全額求償されたい。なお、求償を受けた被災した都道府県に対しては、その財政力に対する救助に要した費用の割合に応じて国庫負担することとなるとともに、所要の地方財政措置が講じられることとなる。(別添参照)

4 なお、今般の東北地方太平洋沖地震において、特に被害が甚大であった、岩手県、宮城県、福島県においては、災害救助法に基づく救助費用が多額に上ることが見込まれる。上記3県からの避難者については、被災地以外の都道府県においても災害救助法に基づく救助が実施されているところ、当該費用については、上記3県にその全額が求償されることになる。

このような状況を踏まえ、上記3県の資金需要に万全を期し、被災県以外の都道府県における被災者の積極的な受入を促進する観点から、上記3県に対する当面の災害救助費負担金として、平成22年度予備費301億円の使用を決定したところであり、避難者を受け入れた都道府県におかれては、積極的に救助を実施されたい。

災害救助法における救助の種類と国庫負担

(参考1)

1. 救助の種類

救助の種類	対象経費
避難所の設置	賃金職員等雇上費、消耗器材費、光熱水費、仮設便所等の設置費 等
応急仮設住宅の供与	設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、材料輸送費 等
食品の給与	主食費、副食費、調理燃料費、雑費
飲料水の供給	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械等の借上費 等
生活必需品の給与・貸与	被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材費
医療・助産	診療、薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費、衛生材料費 等
被災者の救出	救出のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等

救助の種類	対象経費
住宅の応急修理	修理用原材料費、労務費、材料輸送費 等
学用品の給与	教科書及び教材、文房具、通学用品
埋葬	棺、骨つぼ、賃金職員等雇上費、輸送費 等
遺体の捜索・処理	捜索のために必要な機械・器具の借上費、修繕費、燃料費 等
障害物の除去	除去のために必要な機械・器具の借上費、輸送費、賃金職員等雇上費 等
救助のための輸送費	被災者の避難、医療及び助産、災害にかかった者の救出、飲料水の供給、遺体の捜索、遺体の処理、救済用物資の整理配分のための輸送費及び賃金職員等雇上費
賃金職員等雇上費	

2. 国庫負担(被災した都道府県と国との関係)

(1) 被災都道府県の財政力に対する救助に要した費用の割合に応じ、5割から9割国庫負担

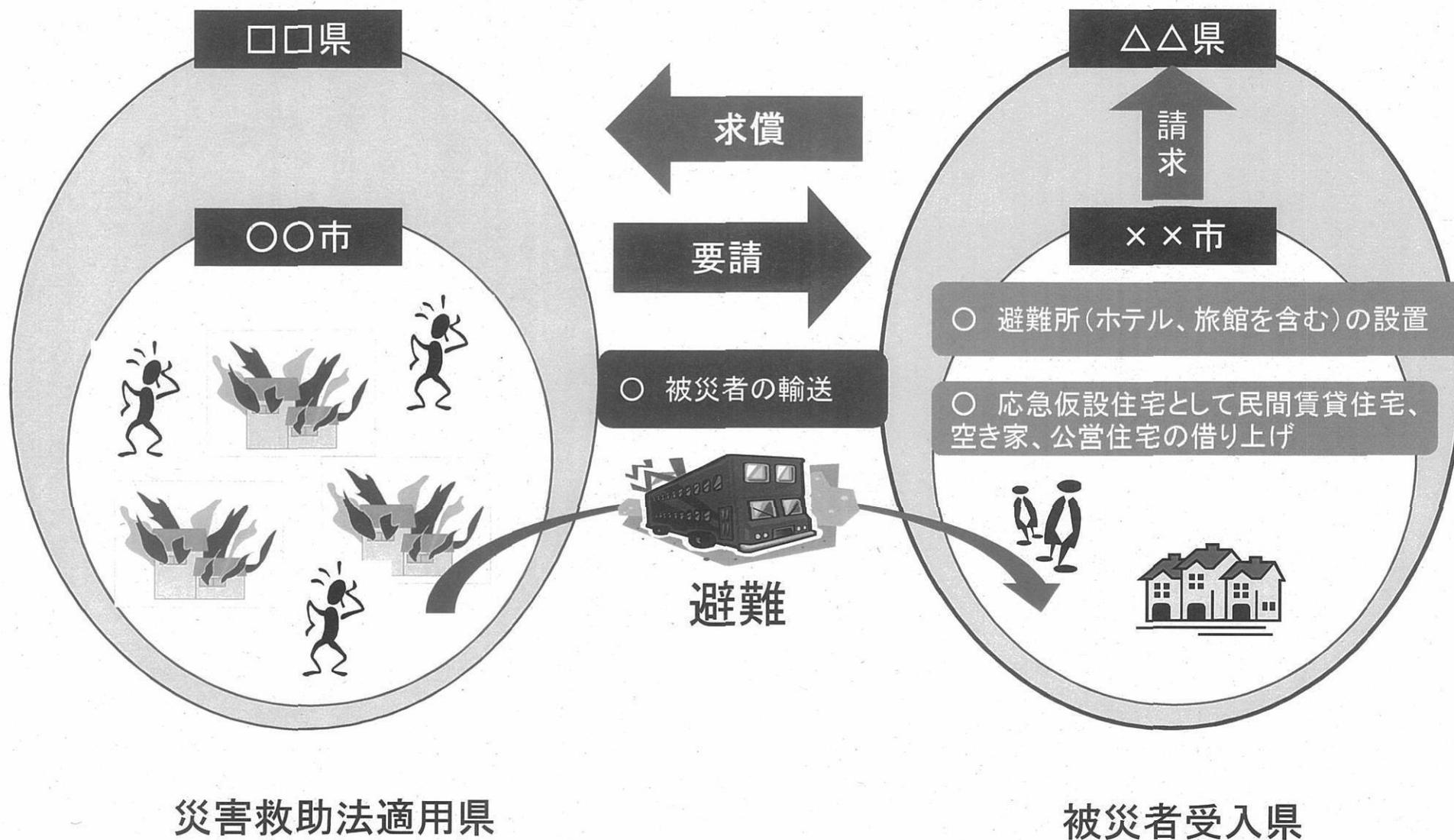
	普通税収入見込額の割合	国庫負担割合
① 収入見込額の	2/100以下の部分	50/100
② 収入見込額の	2/100超4/100以下の部分	80/100
③ 収入見込額の	4/100超の部分	90/100

(2) 被災都道府県負担分については地方財政措置により対応

3. 求償(受入都道府県と被災した都道府県との関係)

災害救助法適用の市町村からの避難者の救助に要する費用は、災害救助法の適用した都道府県に全額求償可能

災害救助法が適用された都道府県の圏域を超えた被災者支援



費用負担に関する流れ

(参考3)

